

第2次 学都松本子ども読書活動推進計画

子どもと本をつなぐまち



平成31年2月
松本市教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとし、必要な知識や教養を身に付け、豊かな心を育てるために欠くことのできないものです。

特に乳幼児期は、親子の愛着を形成し、人として最も大切な「心の土台」を築く時期であり、この時期の子どもの成長には、読み聞かせが大変重要となっています。

そして、小学生から高校生を含む18歳までの時期においては、主体的で自由な読書の楽しさ、調べることの面白さや知ることの喜びを体得する読書活動が重要です。

松本市では、子どもの健やかな成長を目指して、平成25年10月に「学都松本子ども読書活動推進計画」を策定し、読書環境の整備と読書活動の推進に取り組んできました。学校司書の市費雇用による学校図書館機能の充実、図書館や子どもの身近な施設等での図書資料の充実、読み聞かせボランティアの増加などの一定の成果を収めることができました。

しかしながら、第1次の計画策定から5年が経過し、特にスマートフォンを始めとする情報通信機器でのインターネット活用の急速な拡大に伴い、SNSや動画視聴等の長時間利用によるスマホ依存やスマホ子育て、中高生の読書離れなどの深刻な問題が顕在化しました。子どもの読書活動を取り巻く環境は、5年前とは比較にならないほど大きく変化しています。

「第2次学都松本子ども読書活動推進計画」は、第1次計画の成果と課題を引き継ぐと同時にこうした新たな状況を踏まえて策定したものです。

松本市では、子どもの権利に関する条例で「すべての子どもにやさしいまち」の実現を目指し、全庁を挙げて取り組んでいます。また、教育委員会では、「第2次松本市教育振興基本計画」を策定し、「たくましく未来を拓く心豊かな松本の子」を目指すべき子ども像として掲げ、それぞれの子どもたちの個性を伸ばす教育を進めています。

子どもたちの未来に向けた成長をともに考え、実現していくため、市の関係機関を始め、家庭・地域・民間団体の連携・協力体制を一層強化して、子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。

平成31年2月

松本市教育委員会

目 次

第1章 第2次計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
第2章 第1次計画における取組み・成果と課題	2
1 家庭	2
2 保健センター	3
3 こどもプラザ（子育て支援センター）	4
4 児童館・児童センター	5
5 こども福祉課・なんぷくプラザ・あるぷキッズ支援室	5
6 保育園・幼稚園	6
7 学校	7
8 公民館	9
9 市民グループによる読書運動	9
10 図書館	10
11 取組み・成果と課題のまとめ	14
第3章 第2次計画の基本的な考え方	15
1 基本方針	15
2 子どもの読書活動を支える3本の柱	15
3 数値目標	16
4 重点的な取組み	16
第4章 子どもの読書活動の推進施策	17
1 環境づくりへの取組み	17
2 人材育成への取組み	22
3 連携体制づくりの取組み	24
第5章 計画の推進のために	25
1 進行管理	25
2 情報の発信、収集	25
資 料	26
1 関係法令等	27
○子どもの読書活動の推進に関する法律	27
○図書館法（抜粋）	29
○学校図書館法	31
2 検証・調査資料	33
○市民ワークショップまとめ	33
○ブックスタート事業の検証	38

第1章 第2次計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

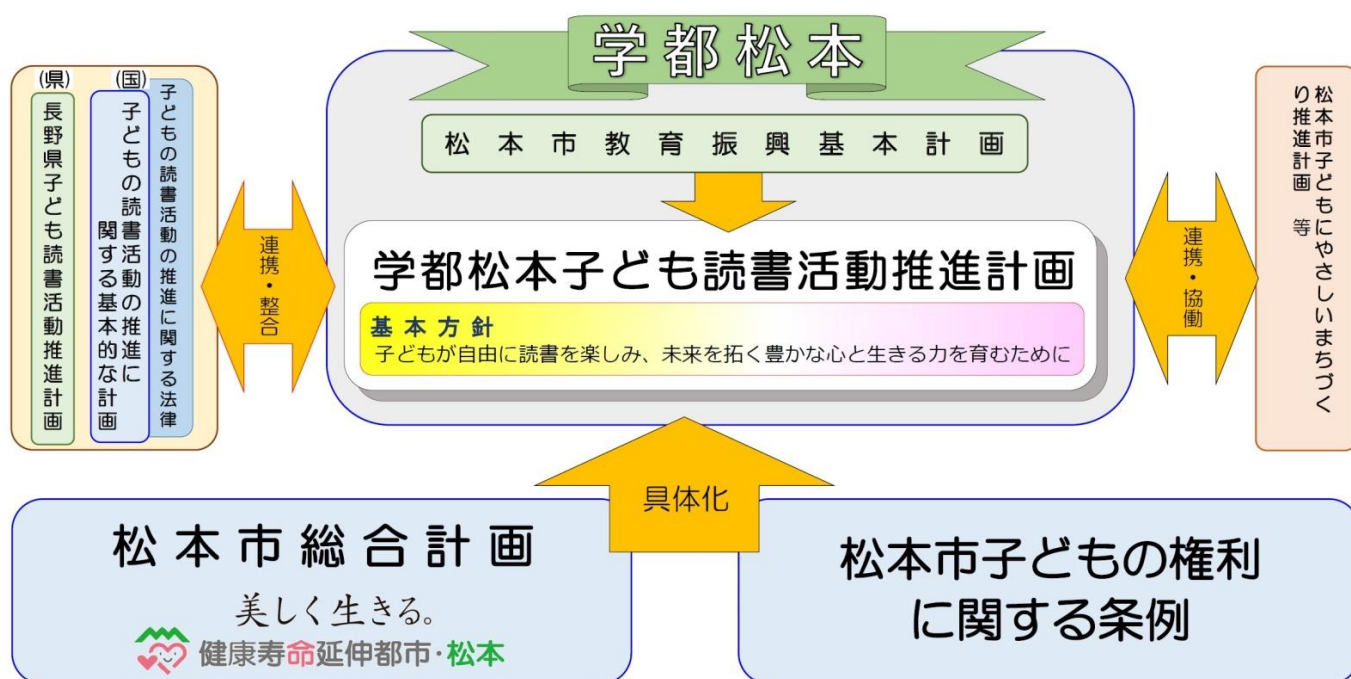
本市では、平成25年10月に子どもの健やかな成長に資するための読書活動の推進を図るため「学都松本子ども読書活動推進計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。「子どもの生きいきとした自主的な読書活動の推進」の基本方針の下、学校司書の市費雇用による学校図書館機能の充実、図書館や子どもの身近な施設等での図書資料の充実、地域や各施設での読み聞かせの拡大等に取り組んできました。

第1次計画策定から5年が経過し、特にスマートフォンを始めとする情報通信機器でのインターネット活用の急速な拡大に伴い、SNSや動画視聴等の長時間利用が、親子のふれあいや子どもたちの生活にも大きな影響を及ぼすようになりました。そこで、第1次計画の課題に加え、子どもの読書活動を取り巻く環境の変化や新たな課題を踏まえ、乳幼児期における親子の愛着を促す読み聞かせや小学校から高等学校における豊かな想像力、読解力、思考力、表現力及び創造力を育むための読書活動の更なる推進に向けて、「第2次学都松本子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき策定し、国や県の計画を始めとして「松本市総合計画」や「松本市教育振興基本計画」、「松本市子どもの権利に関する条例」に基づく「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」など諸計画との整合を図ります。

※ 法律では、「子ども」とは概ね18歳以下の者をいいます。この計画においても「子ども」の定義はこれに準じ、対象となる年齢は概ね18歳以下とします。



3 計画の期間

平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間とします。

第2章 第1次計画における取組み・成果と課題

第1次計画「子どもの生きいきとした自主的な読書活動の推進」の基本方針に基づき、子どもの読書活動を支える環境整備・人材育成・連携体制の推進に向け、子どもの発達段階に応じて実施した家庭・地域・各施設等の様々な取組み・成果と課題は、以下のとおりです。

1 家庭

(1) 取組み・成果

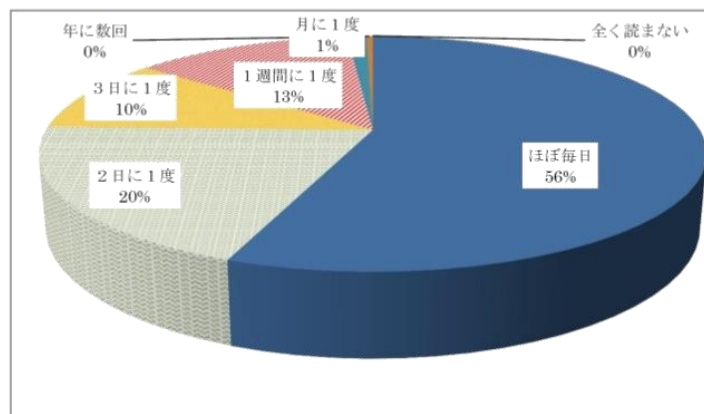
家庭は子どもの人格形成や健やかな成長の基盤であり、子どもにとって大切な場所です。子どもの読書習慣は、家庭での親子のふれあいの中で幼いころから本に親しみ、本を読む楽しさを親子で分かちあい、本を好きになることでつくられます。親が本を読んでいる姿が日常生活の中にあること、家庭に本があることが、本に興味を持ち親しむための第一歩です。

図書館では平成30年1月に市内4カ所の保健センターで、1歳6カ月児健診と3歳児健診を受診した保護者に**ブックスタート事業**に関するアンケート調査（計8回）を実施しました。「ご家庭でどのくらい絵本を読んでいますか」の設問に「ほぼ毎日」と回答した家庭は55.8%で、98.5%が

「1週間に1回以上絵本を読んでいる」という結果でした。「ブックスタートの絵本のプレゼントは絵本を読むきっかけになりましたか」の設問には「はい」が61.5%、「以前から読んでいた」と答えた家庭は38.5%でした。「ブックスタートの絵本をきっかけに家にある本にも興味を持ち始めた。」「自分では買わない絵本を読むきっかけになった。」という感想もありました。

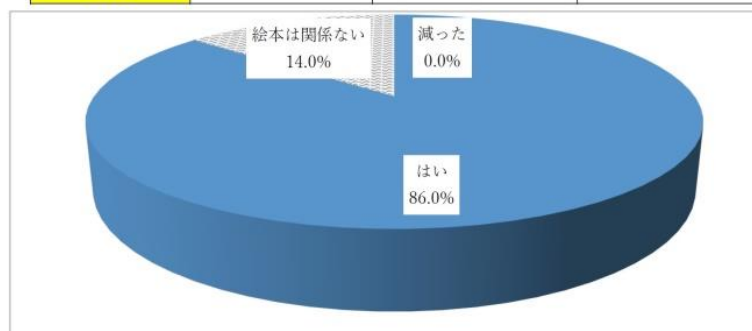
7 ご家庭で、(プレゼントされた絵本にかかわらず)どのくらい絵本を読んでいますか

ほぼ毎日	2日に1回	3日に1回	1週間に1回	月に1回	年に数回	全く読まない	合計
148	52	27	34	3	1	0	265



8 絵本のプレゼントは、親子のふれあいの時間が増えるきっかけになりましたか

はい	絵本は関係ない	減った	合計
228	37	0	265



「絵本のプレゼントは親子のふれあいの時間が増えるきっかけになりましたか」の設問には86.0%が「はい」と回答しています。「子どもとの遊びをあまり知らない父親に効果があった。」という感想もあり、ブックスタートは親子のふれあいや読書のきっかけづくりになっています。

家庭における読み聞かせは、親子の愛着を促す効果的な一つの方法であり、家族間のコミュニケーションを深めることにもつながっています。

その他に「いただいた本や図書館の読み聞かせに参加することで絵本が大好きに成長している」、「近くに本があると持ってきては『読んで』と催促される」、「10カ月児健診だけでなくその他の健診時にもその時の年齢にあったおすすめ絵本を紹介してほしい」など多くの意見や感想がありました。読み聞かせは親子のふれあいの時間をつくり、子どもと本の出会いの場になっています。

※ ブックスタート事業

乳児を持つ親が、本を読み聞かせながら赤ちゃんと楽しいひとときをもつことを目的として、10カ月児乳幼児健診時に絵本1冊と絵本リストをプレゼントしています。

【松本市子どもの権利に関する条例】

松本市では、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの権利を実現していくため、子どもに関わるすべての大人が連携、協働して「すべての子どもにやさしいまちづくり」を推進することを明らかにしました。

(2) 課題

家庭は、子どもの自主的な読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化へ積極的な役割を担っています。家庭における読み聞かせは、親子の愛着を促す効果的な一つの方法であり、子どもと一緒に本を読む、図書館に行くなどして、子どもが自由に本を楽しむことのできる環境をつくることや、定期的に読書の時間を設けるなど家族で読書を習慣化することが大切です。

【愛着の形成と読み聞かせ】

コミュニケーションやスキンシップを通じて、親から愛される実感を持つこと、自分にとって特別な人に安定した愛着を持つようになることは、子どもの心身の発達には欠かせないものです。乳幼児への絵本の読み聞かせは、膝に乗せてシーンに合わせて揺らしてみたり、寝かしつけの前に布団の中で読んだり、自然に親子のスキンシップが図れます。子どもは本の楽しさを読み手と分かちあい、自分が無条件に受け入れられている、愛されているという安心感に満たされます。また、読み手の声色や表情を同時に吸収するので感情表現が豊かになります。幸せな時間の記憶が心の土台に刻まれて、子どもの愛着の形成に大きな効果があります。

2 保健センター

(1) 取組み・成果

本市では、子どもの健やかな成長を願って、10カ月児健診時に市内4カ所の保健センターと図書館の連携により絵本を1冊贈るブックスタート事業を行い、絵本を通して赤ちゃんと大人がふれあう機会を提供しています。

健康相談や乳幼児健診の待ち時間に、絵本を用意して子どもたちが絵本を自由にふれることができるようにし、1歳6カ月児健診時には親子の愛着を促す方法の一つとして、保育士が絵本の読み聞かせや手遊びを紹介しています。

また、中央保健センターの3歳児健診では、健診の待ち時間を活用したボランティアによる対象児への読み聞かせを行っています。



－ ブックスタート事業 －

第1次計画策定後、以前から力を入れていた愛着の形成に着目した保護者への働き掛けを更に充実させました。健康相談や乳幼児健診等の場を利用し、親子がふれあう時間の大切さや本の読み聞かせ、ふれあい遊び等の具体的な紹介を継続した結果、テレビをつけている時間が7時間以上という家庭は、第1次計画策定時より大幅に減少し、平成29年度の「1歳6カ月児健診おたずね票」では11.5%でした。

平成29年度に中央図書館が1歳6カ月児健診及び3歳児健診に訪れた保護者にアンケートを実施したところ、ブックスタート事業は親子のふれあいの時間が増えるきっかけになり、これからも続けてほしいという高い評価をいただきました。

【スマホと読書】

平成25年冬に一般社団法人 日本小児科医会では、「スマホに子守りをさせないで」というポスターを作成して、赤ちゃんや子どもへの影響について注意を促しています。ポスターの中には父親が子どもを膝に乗せて一緒に絵本を読んでいる姿と「親子が同じものに向き合って過ごす絵本の読み聞かせは、親子が共に育つ大切な時間です。」という言葉が添えられています。

(2) 課題

読み聞かせボランティアによる「読み聞かせ事業」は、中央保健センターのみで継続実施されましたが、他のセンターへの拡大はできませんでした。

親子がふれあう時間の大切さを伝え、愛着を促す方法の一つとして絵本の活用を継続して紹介していくとともに、子ども読書活動を広め支える人の活躍の場の一つとして、他の保健センターにおいても健診の待ち時間を活用した対象児への読み聞かせの拡大が必要です。

3 こどもプラザ（子育て支援センター）

(1) 取組み・成果

市内4カ所のこどもプラザでは、未就園児の親子に絵本を通してふれあう機会を提供するため、ほぼ毎日読み聞かせの時間を設けています。また、年間を通して、図書館職員によるおはなし会や市民団体の協力による子育てと絵本を結び付ける講座を開催しています。

また、こどもプラザ（筑摩）では、2、3冊の絵本の読み聞かせによって子育ての疲れを癒し、心のゆとりを持って子どもに接することができるよう、ボランティアによる大人のための読み聞かせを毎週行っています。

平成21年度に設置した「*安心子ども文庫」では、プラザ利用者や地域の方を対象に、4館合計で年間約3,300冊の貸出しを行っています。

プラザ職員による地域の子育てサークルへの支援活動では、読み聞かせなどの出前講座や、大型絵本や紙芝居などの貸出しを行っています。

子育て支援の一つの柱として、絵本の魅力をより多くの親子に伝えています。



— 安心子ども文庫 —

※ 安心こども文庫

子どもへの読み聞かせを目的とする絵本の貸出しで、市内のこどもプラザ、保育園に設置しており、市内に居住する方であれば誰でも無料で利用できます。

(2) 課題

親子で利用できるこどもプラザでは、家庭における読書環境の充実のためにより気軽に立ち寄れる雰囲気づくりに努め、たくさんの本にふれることができる環境を整備することが必要です。

また、家庭での読み聞かせの楽しさや意義を知る機会を充実させ、本を選ぶためのアドバイスをを行うなどの情報提供・情報発信やメディアリテラシーについて学ぶ機会を提供することが重要です。

4 児童館・児童センター

(1) 取組み・成果

児童館・児童センターは、地域の子どもの健全で楽しい遊びを提供するための施設です。子どもたちは自由に来て遊び、児童厚生員と関わりを持つ中で、季節に応じた行事や様々な活動をしています。館内に図書コーナーを設置するとともに、行事の際に読み聞かせの時間を設けるなど、子どもが日頃から本と親しむ機会を設けています。ボランティアのほか、子ども同士による読み聞かせも増えています。

未就園児の親子の交流の場として館内で実施している「※つどいの広場」では、読み聞かせの他にも人形劇やパネルシアターなど、幼い時期から本に興味を持つような取組みをしています。



— 英語のおはなし会（本郷児童センター） —

※ つどいの広場

市内の児童館・児童センター等21カ所で保育園や幼稚園に入っていない未就園児の親子が、親子で気軽に集い、語り合ったり、情報交換や交流等を行う場所を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を実施するものです。

(2) 課題

図書館の除籍本を有効活用して多くの図書にふれる環境を整えていますが、児童図書資料の一層の充実が必要です。また、つどいの広場での活動の中で親子の交流を深め、家庭での読書や読み聞かせの広がりにつなげるような支援の拡大が必要です。

5 こども福祉課・なんぷくプラザ・あるぷキッズ支援室

(1) 取組み・成果

こども福祉課窓口では、障害児に対する読書機会拡大のため、日常生活用具給付事業において6歳以上の視覚障害児を対象に、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用音声読書器、拡大鏡（ルーペ）の給付を行っています。

なんぷくプラザの1階フロアと3階※あるぷキッズ支援室に、平成30年4月から

「支援の必要な子どもたちのための本展」として「本と子どもの発達を考える会」から各種図書の寄託を受け、来所者が絵本を始めとする様々な図書にふれる場を設けています。

また、あるぷキッズ支援室で実施している未就園の親子のための教室では、保育士が年間を通して参加児の発達に合わせた絵本の読み聞かせを行っています。

※ あるぷキッズ支援室

発達に心配のある子ども、発達障害の子どもと保護者を専門職チームが継続して総合的に支援する事業を実施しています。



— 支援の必要な子どもたちのための本展 —

(2) 課題

一人ひとりの子どもの成長や特性に合わせた絵本とふれあうことのできる環境を整えていく取組みが必要です。

6 保育園・幼稚園

(1) 取組み・成果

本市では、公立の保育園43園と幼稚園3園のすべてで、日々の活動の中で絵本の読み聞かせを積極的に行っています。ほとんどの保育園・幼稚園で、家庭への絵本の貸出しを行い、家庭で本にふれる機会を提供しています。



— 園での読み聞かせ —

また、「園だより」による図書の情報提供、保育参観時の保育士・幼稚園教諭による読み聞かせや絵本紹介などによって、保護者の読書への関心をより高めるよう取り組んでいます。保育士・幼稚園教諭以外にも、図書館職員やボランティアによるおはなし会や外部講師による講演会なども行っています。

(2) 課題

日常の園での生活、行事やあそびの中に絵本を積極的に取り入れることで、絵本の面白さや楽しさを親子が一緒に実感できるような環境を整えていく取組みが必要です。更に継続的な家庭への働き掛けが必要です。

7 学校

(1) 取組み・成果

子どもが生涯にわたって本に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。また、学校図書館は学校教育において欠くことのできない基礎的な施設であり、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的な読書活動の充実を図っています。

児童生徒の豊かな心の育成と確かな学力の向上を目指し、更なる学校図書館の充実を図るため、平成27年の学校図書館法の改正を踏まえ、平成29年4月に学校司書をPTA雇用から市による直接雇用に切り替えました。

「読書に親しむ環境づくり」、「授業で使える図書館」を推進していく上での学校司書の役割は大変重要です。学校司書の専門的知識・技能等の向上や学校図書館機能の平準化のため、年間研修計画に沿って、内部研修や自己啓発研修及び外部講師を招いた中央図書館との合同研修等を行っています。

12学級以上の学校には司書教諭が任命されており、学校司書や教員と連携し、読書指導・調べ学習を通して自主的な読書活動を推進しています。



－ 読書集会(奈川中学校) －

学校司書の司書有資格者率		
年 度	平成29年度	平成30年度
小中学校	63.6%	75.0%

小中学校の読書活動の一環として、すべての小中学校で全校一斉読書活動をしています。学校ごとに、子どもの読書週間や読書旬間における行事、学年に応じたブックトークや児童生徒が主体となる**※ビブリオバトル**なども実施しています。様々な機会を捉えて、テーマに沿った本の紹介コーナーを設置し、図書館の蔵書を活用し、本を読むきっかけづくりや様々な分野の本と出会う取組みを行っています。また、図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わり、図書紹介コーナー設置などの活動をしています。

また、学校司書、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせを積極的に行って、読書の楽しさや広がり子どもたちに伝えています。

学校図書館年間一人当たりの貸出冊数			
年 度	平成19年度	平成25年度	平成29年度
小学校	67冊	80冊	76冊
中学校	18冊	23冊	25冊

※「全国学力・学習状況調査の分析と考察」(学校指導課)市HP
「全国学力・学習状況調査の報告書・集計結果について」(文部科学省)

※ ビブリオバトル

参加者が面白いと思った本を紹介し、その後ディスカッションをし、最後にその本を読みたくなったかを投票し、一番の本を決めるものです。

「平成29年度全国学力・学習状況調査」の生活習慣等の質問において、「読書は好きですか」の項目に「当てはまる」と答えた児童生徒の割合は、小中学校ともに全国平均より6ポイント高くなっています。

蔵書数が文部科学省の「学校図書館図書標準」を満たしている学校は年々増えています。

学校図書館図書標準の達成状況			
年 度	平成24年度	平成26年度	平成28年度
小学校	83.9%	89.3%	92.9%
中学校	52.6%	73.7%	73.7%

※「学校図書館の現状に関する調査」結果（文部科学省） 隔年実施

学校では、図書館の図書資料や活動内容を児童・生徒、教職員に知らせるための図書館だより等を定期的に発行しています。また、親子読書タイム等家庭での読書を勧めながら、PTAとの連携を深めています。

市内にある公立高等学校でも12学級以上の学校には司書教諭が任命されており、学校司書も全校に配置されています。高等学校でも各校の実態に応じて生徒の自主的・意欲的な読書活動を充実させるための取組みが進められています。

(2) 課題

小中学校では、児童生徒が本に興味を持ち、読書に親しむ環境を整備し、読書習慣の定着を図っていくことが大切です。

児童生徒にとってより良い学校図書館運営には、更なる学校司書研修の充実や学校司書、司書教諭、教諭、学校長間の連携強化が必要です。また、図書館司書と学校司書の連携を深めることも重要です。

蔵書数が文部科学省の「学校図書館図書標準」を満たしている学校は年々増えていますが、今後も達成率を高める必要があります。その中で新しい図書資料の購入に加え、情報が古くなった図書資料の更新を行い、児童生徒の豊かな心を育む自由で自発的な読書と授業の内容を豊かにしてその理解を深め、児童生徒の自発的な学習活動に役立つ図書資料をバランス良く整備し、蔵書の質を確保していくことが課題です。更に児童生徒の様々な興味・関心に応える魅力的な図書資料の整備のために、団体貸出や「子ども読書カード」の活用など中央図書館との連携を一層進めていくことが必要です。

児童生徒の読書活動を推進していく上で、保護者や地域との連携を欠かすことはできません。今後も、読み聞かせ等の学校における読書活動への保護者や地域のボランティア等の連携・協力が必要です。

高等学校では、受験勉強や部活動等による生活環境の変化による読書の機会が少なくなっているという現状から、学校の特徴を生かした学習活動を通じて、生徒の自主的・意欲的な読書活動を充実させることが求められます。

【朝読書】

学校では一日の日課として「朝読書」の時間があり、子どもはそれぞれの読書時間を過ごします。また、「朝読書」の時間に、保護者や地域ボランティアによる読み聞かせを実施している学校も多く、読み聞かせで大人が選んだ本に感動したり、自分の親が読み聞かせをする姿を目にする機会は、とても貴重な機会です。最近では、中学生が小学生や保育園・幼稚園に出かけて読み聞かせするなど、子ども同士で読み聞かせをする学校も増えています。

8 公民館

(1) 取組み・成果

地域の方が気軽に利用できるように、市内35地区に公民館図書室や図書コーナー、図書館の分館が設置され、各地区の公民館図書視聴覚委員等と協働して、子ども・親子を対象とした本に親しむ集い・行事等、読書普及に向けた各種事業を行っています。

特に、乳幼児期から発達段階に応じて、本に親しむ環境づくりとして、子育て学級や家庭教育学級の中で、親子が読書の楽しさを知るきっかけづくりを行っています。

図書視聴覚委員会等の活動として読み聞かせを行っている地区、地区

住民の活動として保健センターや児童センター等で読み聞かせを行っている地区等、取組みの形態は地区によって異なりますが、読み聞かせボランティアの養成講座を含め、読み聞かせに取り組んでいる地区が増加しました。



— 図書視聴覚委員による壁飾り（西部図書館） —

(2) 課題

公民館では、地域の親子を対象とした読み聞かせ学級や講座を開催し、読書習慣の定着、家庭での読書機会の増加を図る学習会等を引き続き開催していくことが重要です。「地域の子どもは地域で育てる」取組みの一つとして、地域、家庭の連携による子どもと読書を結び付ける活動の推進がより一層求められます。

9 市民グループによる読書運動

(1) 取組み・成果

子どもの読書活動を推進する上で、市民グループやボランティアの活動は、欠かすことの出来ない重要なものです。本市では、学校や公民館、図書館、病院など様々な場所で、個人や読み聞かせグループによる読み聞かせが盛んに行われています。

中央図書館に事務局を置く「松本地域子ども文庫・おはなしの会連絡会」には、読み聞かせボランティアグループ15団体が所属しており、団体ごとの活動だけでなく、団体が一堂に会して「おはなし祭り」を毎年6月に開催し、おはなし会や工作コーナーなどに多くの親子が参加しています。また、ボランティアの養成と資質向上を図るためにスキルアップ講座を定期的で開催しています。



— おはなし会（おはなし祭り） —

(2) 課題

学校や図書館等と一層の連携を図りながら、地域での読み聞かせなど、子どもの読書活動に携わる人々を育てていくこと、活躍の場を創出することが必要です。

【子ども文庫】

昭和49年に市内初の子ども文庫（民間の個人やグループが自由に設置し、児童書を集め、地域の子どもたちへの貸出し、読み聞かせ、おはなし会などを行う小規模図書館のこと。）は、子どもたちに良い本を身近な場所で手渡したいという母親の願いから誕生しました。昭和54年に分館第1号として開館した「あがたの森図書館」では開館数日後に児童書が書架から無くなったという逸話が残り、昭和59年には母親たちの署名活動により西部公民館図書室が誕生し、更に平成2年には蔵書と職員を充実させた西部図書館の分館化など、子どもの読書活動の輪は広がっていきました。

10 図書館

(1) 取組み・成果

図書館は、家庭や学校等以外で「子どもが自由に本を選び、読書の楽しさにふれることができる場所」とするとともに、「本との出会いにより喜びや驚きを感じ、必要とする知識を習得することもできる場所」として重要な役割を担っています。

第1次計画策定後、図書館司書は中心的な存在として専門的知識を十分に発揮して、様々な事業に取り組み、子ども読書活動を推進しています。特に児童サービスの重要性を認識して、図書館職員による「*児童サービス委員会」を組織し、ブックスタートで配布する絵本リスト「こんにちは絵本」の定期的な見直しや、調べ学習のための*パスファインダー、テーマや年齢に応じたブックリストの作成など、子どもたちがより本に親しみ、自分の力で調べることができるための取組みを行っています。



— 中央図書館 児童室 —



— リブメンおはなし会 (学都フォーラム) —

図書館全11館の蔵書の30%以上を占める児童書は、質的な充実を図っており、読書の困難を改善するための子ども向けの大型活字本、点字図書、デージー図書（デジタル録音図書）、多文化を考える図書、多言語の絵本の充実も図っています。

読み聞かせを行う人を支援するために、大型絵本・紙芝居（約150種、500冊）やおはなし会に使用する小道具（紙芝居舞台、パネルシアター、エプロンシアター）を計画的に整備しています。

団体貸出では、公民館、学校、児童館・

児童センター、民間の保育施設、子ども文庫などの団体に図書の貸出しを行うことで蔵書への支援を行い、子どもが身近な場所で様々な本にふれることができる機会を提供しています。学校向けに教科書や学習に関連したテーマのセット本の貸出しも始め、調べ学習に活用されています。

学校司書や保育士等との連携も図り、学校向けの「学校カード」を、「*子ども読書カード」として対象を「子どもに関わる施設や団体」に広げるとともに貸出基準も見直した結果、貸出冊数が大幅に増加しました。

子ども読書カード 利用団体数及び貸出冊数			
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
子どもに関わる施設	53団体 733冊	53団体 708冊	194団体 5,670冊

児童書の除籍本をリサイクル本として各施設に配布し、有効活用を図るとともに、公園に来た親子が絵本を手にとって読み聞かせをしたり、公園で見つけた花木や昆虫を図鑑で調べたりできるように、屋外でも気軽に本にふれることのできる環境づくりとして、除籍本等を活用した、アルプス公園「森の文庫」(森の入口休憩所内、約500冊、平成30



— 森の文庫 —



— おひさま文庫

年3月設置)、あがたの森公園「おひさま文庫」(旧制高等学校記念館前、約200冊、平成30年7月設置)を設置したことで、公園で親子が本を読む姿を見かけるようになりました。

平成30年4月の図書館システムの更新に伴って、ホームページのリニューアルを行った結果、年齢や障害の有無に関係なく

誰でも必要とする情報に容易にたどりつけ、気軽に利用できるようになりました。

図書館だよりや児童室だより「ちちんぷいぷい」、フェイスブックページ「松本市図書館～アルプスの山々に囲まれた～」(平成28年開設)、FMまつもと「まつもと日和」(平成27年から月1回出演)、松本市子育てコミュニティサイト「はぐまつ」など、様々なメディアを活用してイベントなどのお知らせや図書館司書おすすめ本の紹介をするなど、分かりやすい情報発信に努めています。

更に平成29年4月から図書館キャラクター「ライブラリス」を登場させ、子どもから大人までより分かりやすく親しみやすい広報活動を行っています。



各図書館で定期的に行っているおはなし会に加え、平成28年11月から出前講座のメニューに「おでかけおはなし会」を追加し、市内の幼稚園・保育園、児童センター、こどもプラザなどに出張しておはなし会を行っています。特にこどもプラザ4館では計画的に年14回実施し、新刊や季節の絵本の紹介や絵本に関する相談に応じています。

また、高校生や大学生による英語のおはなし会も実施し、若者と子どものふれあいの場にもなっています。



— 深志高校英語部おはなし会 —

全館 定例おはなし会の実施回数合計			
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
定例おはなし会	344回	362回	323回

出前講座 実施回数及び利用者数						
区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
知って納得図書館利用講座	0回	0人	1回	8人	1回	55人
読み聞かせ講座	2回	59人	3回	38人	6回	93人
おでかけおはなし会	—		23回	1,045人	32回	1,353人
合計	2回	59人	27回	1,091人	39回	1,501人

学校司書との連携においては、学校司書との合同研修や全小中学校図書館と中央図書館及び全分館で「平和」に関するテーマブックの設置を実施するなど、学校司書と情報交換を行い、顔の見える関係を築きながら、学校への図書館サービスを積極的に周知するとともに更なる利用の促進を図っています。

10カ月児健診時のブックスタート事業では、絵本のプレゼントの際に、家庭での絵本選びの参考となるように、絵本のリスト「こんにちは絵本」を配布しています。読み聞かせのアドバイスを行うと、早速もらったばかりの絵本に興味を持った子どもに読み聞かせを始める親子の姿も見られ、親子のふれあいや絵本に興味を示すきっかけづくりになっています。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ブックスタート配布冊数	2,007冊	1,960冊	1,991冊

※ **児童サービス委員会**

中央図書館児童室の担当司書が中心となり児童サービスに熱意のある図書館職員で構成する委員会。児童サービスの向上のため、その時々的重要案件について計画的に対応しています。

※ **パスファインダー**

あるテーマについて、調べる方法や役に立つ資料を分かりやすく紹介した『調べ方の案内』です。

※ 子ども読書カード

学校司書や司書教諭が教材に利用するための図書貸出用に、平成24年4月に公立小中学校54校を対象に個人貸出の図書館カードを学校用図書館カード(通称「学校カード」)として1校に1枚交付(個人貸出と同じ10冊2週間)

更に平成29年4月から「学校カード」を「子ども読書活動推進のための図書館カード(通称「子ども読書カード」)」として、教材や読み聞かせ等で子どもがより多くの本にふれられるよう適用範囲を子ども読書活動推進に関係する施設・団体等に拡大。

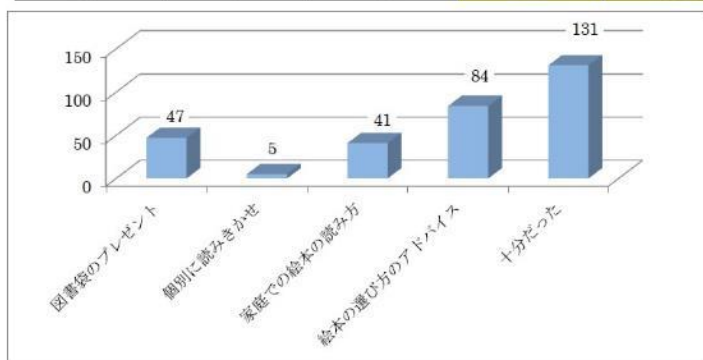
小中学校に加え、保育園・幼稚園等やボランティア団体など、194の施設・団体に交付(20冊2週間、大型絵本5冊)

(2) 課題

平成29年1月にブックスタート事業についての検証を行った結果、本のプレゼント

9 ご家庭で絵本を読むために、10カ月健診でして欲しかったことは何ですか(複数可)

図書袋のプレゼント	個別に読み聞かせ	家庭での絵本の読み方	絵本の選び方のアドバイス	十分だった
47	5	41	84	131



に満足している反面、絵本の選び方や家庭での読み聞かせについての相談をこれまで以上に求める意見も多数ありました。また、乳幼児の本の扱いや図書館内で騒いだりすることを心配して、図書館をあまり利用しない人が多く、子どもの発達段階に応じたきめ細かなサービスの提供と情報発信が課題です。

今後は、乳幼児期の愛着を促す一つの方法としての読み聞かせに着目して、大人も一緒になって読書の大切さを感じられるような働き掛けを行っていくとともに、関係機関との連携を深め、情報を共有し、それぞれの状況を把握しながら適切な支援を行うことができる環境・体制づくりが必要です。

学校図書館の「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能が更に発揮されるため、様々な興味・関心に応える魅力的な図書資料の選定の支援をしていくことが引き続き求められています。また、読書離れが進む傾向のある中・高校生に向けた、本の紹介、図書館利用促進のための情報発信や働き掛けを積極的に実施していくことが必要です。

第1次計画で計画の遂行に向けた組織体制として位置付けられていた「子ども読書活動推進委員会」は設置が見送られましたが、平成29年2月に行った第2次子ども読書活動推進計画策定のための市民ワークショップでは、「子どもの読書活動を推進するためには、今ある資源を有効に活用し、子どもの読書活動に携わるすべての人が連携して情報を共有し、それぞれの立場でアイデアを出し合い工夫すべきである」という委員会設置の必要性についての意見が出されました。



— 市民ワークショップ —

図書館が中心となって、各施設、機関やボランティア等の子ども読書活動を担う人材が相互に情報を共有し、交流を深め、協働して活動を強化していくための「子ども読書活動推進委員会」の設置が課題です。

【除籍本の有効活用】

- 松本市図書館図書除籍基準により除籍された本は、市内の様々な施設や場所で有効活用されています。
- (1) 年1回の施設配布会で大部分の児童書は、学校や保育園・幼稚園等に引き取られます。
 - (2) アルプス公園「森の文庫」やあがたの森公園「おひさま文庫」でも除籍本を活用し、屋外でも気軽に本にふれることのできる環境をつくっています。
 - (3) 読書週間中に市内の図書館のリサイクルひろばなどで、一般利用者に無料配布します。

11 取組み・成果と課題のまとめ

(1) 取組み・成果

- 学校司書の市費雇用による学校図書館機能の充実
- 図書館や子どもの身近な施設等での図書資料の充実
- おはなし会の回数・参加人数の増加
- 読み聞かせボランティアの増加
- 子ども読書カードの発行による団体貸出の拡大
- 屋外でも気軽に本にふれることのできる環境づくり（森の文庫、おひさま文庫）

(2) 課題

- 親子の愛着を促す家庭での読み聞かせの拡大
- 乳幼児期からの読書習慣の形成に向けて、発達段階に応じた切れ目のない取組み
- 子どもと本とをつなぐ人たちの連携体制づくりと読書への関心の度合いが上がる横断的な取組み
- 情報通信機器の長時間利用による中高生の読書離れに対する取組み



— こどもプラザ —

第3章 第2次計画の基本的な考え方

1 基本方針

子どもが自由に読書を楽しみ、未来を拓く豊かな心と生きる力を育むために

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、必要な知識や教養を身に付け、未来を拓く豊かな心と生きる力を育むために欠くことのできないものです。

第2次計画では、第1次計画の課題に加え、スマートフォン等の急速な普及に伴う長時間の利用による子どもの読書活動を取り巻く環境の変化や新たな課題を踏まえ、子どもが身近な場所で進んで本に親しみ、自ら学び知る楽しさを体得し、一人ひとりが自由に読書を楽しみ、未来を拓く豊かな心と生きる力を育むための読書環境の整備を推進します。

2 子どもの読書活動を支える3本の柱

(1) 子どもが読書に親しめる環境をつくります（環境整備）

家庭、地域、団体、学校、図書館、施設等が、本市のすべての子どもが自由に本に親しみ、読書を楽しむことのできる環境づくりに向けて、それぞれの役割を果たします。

特に親子の愛着を促す読み聞かせや、乳幼児期から大人とともに読書の楽しさを分かちあう機会を積極的に提供します。

読書の習慣が身に付くよう、子どもの身近な場所で、発達段階に応じた切れ目ない読書への関心を高める取組みや読書の楽しさや読書の幅を広げるきっかけを増やし、読書活動を広げ、読書体験を深める機会を提供します。

小学校から高等学校においては、豊かな想像力、読解力、思考力、表現力及び創造力を育むために、主体的で自由な読書の楽しさ、調べることの面白さや知ることの喜びを体得する読書活動を推進します。

(2) 子ども読書活動を広め、支える人を育てます（人材育成）

本市全体で子ども読書活動を推進するために、子どもの読書活動の意義や重要性について市民に広く普及・啓発を図るとともに、子どもの読書活動に関わる人への情報・知識の提供や研修の機会を拡大、強化し、活動を支え、子どもと本とをつなぐ人材を育てます。

(3) 連携のための体制をつくります（連携体制）

子どもが身近な場所で自由に楽しく読書ができる環境整備を更に推進するために、図書館が中心となって、家庭、地域、団体、学校、施設等、本市の子ども読書活動を担う人材が情報を共有し、交流を深め、協働して活動を高めていくための連携・協力体制をつくります。連携体制を生かし、事業の検証・評価を行いながら計画を推進します。

3 数値目標

	項目	事業概要	現状(H29) (2018)	目標(H35) (2023)
1	おはなし会開催回数	子どもや保護者に、楽しい本の世界を紹介するため、中央図書館及び各分館で定期的を実施しているおはなし会の開催回数を拡大	323回	400回
2	子ども読書カードの発行団体数	教材や読み聞かせ等で子どもが本にふれられるように、子ども読書活動推進に関係する施設や団体等に子ども読書カードを発行	194団体	240団体
3	子ども読書推進サポーター(仮称)	図書館職員と協働して地域の読書活動を推進するため、読書ボランティアのうち養成講座修了者を子ども読書推進サポーター(仮称)として登録	—	50人
4	3歳児健診時の読み聞かせ実施箇所	「本にふれる機会」、「読み聞かせにふれる機会」として、全保健センターにおける3歳児健診の待ち時間を利用した読み聞かせの拡大	1カ所 (中央保健センター)	4カ所
5	学校司書の司書資格保有率	公立小中学校における学校司書の司書資格保有率の向上	64%	100%

4 重点的な取組み

- 乳幼児の発達段階に応じた本との更なる出会いの創出
- 子どもの愛着の形成を育む「読み聞かせ普及事業」の推進
- 子どもが身近な場所で本と出会える環境の整備
- 読書ボランティアや子ども読書推進サポーター(仮称)の育成
- 中高生に向けた積極的な情報発信と資料の充実



第4章 子どもの読書活動の推進施策

1 環境づくりへの取組み

(1) 身近な場所に良い本を

子どもに本のすばらしさを伝えるには大人の様々な支援が必要です。また、その中で読書習慣が自然と身に付くためには、いつでも子どもが興味や関心を持ついろいろなたくさんの本に自由にふれることができる環境づくりが必要です。

子ども読書活動を推進する保健センター、こどもプラザ、児童館・児童センター、保育園・幼稚園等、学校、公民館等（以下「すべての推進機関」という。）や地域、団体・ボランティア等では、発達段階に応じた図書資料の充実を図ります。

すべての推進機関	
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達段階に応じた資料を計画的に整備します。【継続】 ・団体貸出や子ども読書カード、図書館の除籍本を有効に活用します。【拡大】 	
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館はすべての推進機関の役割、利用状況やニーズを十分に反映した資料を提供するための支援をします。【拡大】 ・団体貸出用のブックセットや子ども読書カードがより有効活用されるよう、各施設の利用状況を把握し、情報共有しながら、資料を充実していきます。【拡大】 ・おはなし会のための大型絵本・紙芝居、小道具等を計画的に整備します。【拡大】 ・すべての推進機関で図書館の除籍本を含む、すべての図書資料が有効活用されるような仕組みをつくります。【継続】 ・子ども読書カードを、すべての推進機関に発行します。【拡大】
保健センター・こどもプラザ等	<ul style="list-style-type: none"> ・親子が集う場や、健康相談等の待合いの場に、親子が絵本にふれられる環境を整備します（絵本が無い場に、絵本を配備）。【拡大】
児童館・児童センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館・児童センターの児童図書コーナーの図書資料を充実します。【継続】
保育園・幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの興味や発達段階に合わせた絵本・児童書を充実させるとともに、家庭への貸出しを促進していきます。【継続】
公民館等	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館図書室の図書コーナーの活用を図ります。【継続】 ・多文化共生プラザでは、多文化サービスとして諸言語の絵本を充実させていきます。【継続】
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の豊かな心を育む自由で自発的な読書と授業の内容を豊かにしてその理解を深め、児童生徒の自発的な学習活動に役立つ図書資料をバランス良く整備します。【継続】
地域、団体・ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども文庫など、身近な場所で子どもが本にふれられる環境を整備します。【継続】



－ 施設配布 －

(2) 本との出会いは読み聞かせから

乳幼児期における家庭での読み聞かせは、子どもが本と出会うための初めの一歩です。親子が向き合い、ふれあう読み聞かせのひとつは、本との出会いの場だけではなく、一緒に本を読んでくれる大人の姿から愛情や安心を感じることができる親子の信頼関係の構築や愛着の形成につながる大切な時間になります。

読み聞かせが繰り返され習慣化されることで、子どもの感性が育ち、言葉の力が身に付き、想像力が豊かになり、読書に対する興味関心が高まります。

10カ月児健診時に実施しているブックスタート事業の内容を充実させ、新たに絵本に興味を持ち始める時期のセカンドブック事業（3歳児健診）、一人読みを始める時期のサードブック事業（6歳頃）を実施し、発達段階に応じた切れ目ない家庭への働き掛けや図書館司書などによる本や読書に関するきめ細やかな相談等を行うなど、読書の習慣化に向けた取組みを行います。

すべての推進機関	
<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート・セカンドブック・サードブック事業の周知を行います。【拡大】 ・家庭での読み聞かせの重要性の理解促進と読書の習慣化に向けた取組みを行います。【継続】 	
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業できめ細かな相談を行う等、より効果的に実施します。【拡大】 ・セカンドブック事業を実施します。【新規】 ・サードブック事業を実施します。【新規】
子ども福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん事業などで、家庭での読み聞かせの大切さを伝えます。【継続】
保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業をより効果的に実施します。【継続】 ・セカンドブック事業を実施します。【新規】
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・サードブック事業の支援を行います。【新規】
地域、団体・ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での読み聞かせの重要性の理解促進と読書の習慣化に向けた取組みを行います。【継続】



－ ブックスタート事業 －

(3) 読書・図書館を身近なものに

本と出会う様々な機会や場所、多くの本の紹介や活用があれば、子どもは自分にとってふさわしい本と出会う機会が増え、自ら進んで読書を楽しんだり、本を使って調べものをしたりすることができるようになります。すべての推進機関がそれぞれの果たすべき役割を明確にして、様々なテーマやジャンル、発達段階に応じた本を紹介し、本の楽しさや本の持つ力を子どもにも大人にも伝えていきます。

図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭読書の日」を設けるなど、家庭での読書タイムが広く定着する取り組みをします。【新規】 ・初めてパパママになる方から高齢者まで、広く大人に対して絵本の読み聞かせの大切さや本の楽しさ・本の持つ力を伝えます。【新規】 ・図書館利用に不安を持っている小さい子どものいる家庭の図書館デビューを応援する取り組みをします。【新規】 ・時間、内容を工夫し、より参加しやすいおはなし会を実施します。【継続】 ・出前講座「おでかけおはなし会」を実施します。【継続】 ・職場体験でのPOP作成などにより、子ども同士の本の紹介の機会を増やします。【継続】 ・図書館の書庫や作業室等の見学や図書館の仕事を体験できる機会を増やします。【拡大】 ・高等学校における地域課題解決のための資料や身近な地域を学び知る資料の提供などの支援を行います。【新規】
保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・市内4保健センターで、3歳児健診の待ち時間を利用した読み聞かせ事業を実施し、事業目的を「本にふれる機会」、「読み聞かせにふれる機会」とし、一定時間親子で読み聞かせを体験するスタイルではなく、親子の健診の動きがある中での、流動的な実施スタイルで行います。【拡大】 ・子どもの読書活動を広め支える読み聞かせボランティアの活動の場として、3歳児健診での読み聞かせ事業を展開します。【拡大】 ・1歳6カ月児健診で、愛着の形成に着目した「やりとり遊び」の一つとして、保育士による読み聞かせや手遊びを具体的に紹介します。【継続】
こどもプラザ・児童館・児童センター	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の柱の一つとして、読み聞かせや講座を通じて絵本の魅力をより多くの親子に伝えます。【継続】 ・つどいの広場での活動を、更に親子の交流を深め、家庭での読書、読み聞かせの広がりにつながるような活動にします。【継続】
なんぷくプラザ・あるぷキッズ支援室	<ul style="list-style-type: none"> ・未就園の親子のための教室の中で、参加している子どもの発達に合わせた絵本の読み聞かせを行うとともに、親子で絵本に親しむ時間を設けます。【継続】 ・来所相談等の待ち時間に、親子で楽しめる絵本の提供を行います。【継続】
保育園・幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の園での生活、行事や遊びの中に絵本を積極的に取り入れ、絵本の面白さや楽しさを親子が一緒に実感できる取り組みをしながら、家庭への働き掛けを継続します。【継続】
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・全校一斉読書を充実させ、読書の楽しさの気付きや習慣付け、読書の幅を広げていきます。【継続】 ・図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わり、図書紹介コーナー設置などの活動をしていきます。【継続】 ・PTAや読書ボランティアの協力による読み聞かせを継続し、読書活動を充実させます。【継続】

学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館を活用した読書指導や調べ学習を通して、自主的な読書活動を進めます。[継続] ・学年・学校だよりや図書館だよりを発行し、各家庭の理解を得ながら家庭で読書を楽しむ時間づくりに取り組みます。[継続]
公民館等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、図書館分館、地区公民館の連携事例の紹介を通じて活動の拡大を図ります。[継続] ・子ども会育成会と公民館委員との連携事例の紹介を通じて活動の拡大を図ります。[継続] ・親子の参加者の多い行事等の機会を捉えて読書への関心を喚起します。[継続]
地域、団体・ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に仲間を増やすなどして活動を活発にするとともに、学校図書館や図書館の事業と連携・協力します。[継続]



— 絵本の中の料理教室（南部図書館） —



— 乳幼児 10 カ月健診 —



— こどもプラザ 4 館・中央図書館共催絵本講座（鈴木まもる氏） —

(4) 本の力を伝えるために

読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことの面白さを伝えるには、子どもといつでも気軽に本について話ができる大人の存在が極めて重要です。すべての推進機関で活動する大人が、子ども読書活動推進の意義を十分に理解し、読書の楽しさや本のすばらしさ、本による調べ学習や課題解決の面白さを伝えるための工夫をしていくことが大切です。

すべての推進機関	
<ul style="list-style-type: none"> 定期的な発信しているメディアの中で、子ども読書活動推進に関する情報を発信します。 【継続】 	
図書館	<ul style="list-style-type: none"> 図書館だより・児童室だより、ホームページ等の内容を充実します。【継続】 中・高校生に向けた、本の紹介や図書館利用促進のための情報発信や働き掛けを行います。【新規】 新刊情報などのタイムリーな情報を、子ども読書活動に関係するすべての推進施設・商業施設・医療機関などへ発信するとともに、情報共有に努めます。【拡大】
保健センター・こどもプラザ等	<ul style="list-style-type: none"> 親子がふれあう時間の大切さ、愛着を促す方法の一つとして本の活用を紹介します。【拡大】
学 校	<ul style="list-style-type: none"> 図書館の資料や活動内容を児童生徒、教職員、家庭に知らせるため、図書館だよりを定期的に発行します。【継続】
保育園・幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> 園だよりなどを通じ、保護者への読書に関する情報提供を行います。【継続】 保育参観日など、保護者が来園する機会に絵本の読み聞かせや絵本の紹介を行います。【継続】
地域、団体・ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> 子ども読書活動推進に関する情報を共有しながら、活動場所での積極的な発信に努めます。【継続】



－ 夏休み親子たんけんツアー



－ 宝さがし(図書館まつり) －

2 人材育成への取組み

(1) 読書活動を支える仕組み

子どもたちが本に関わる行事や催しものに参加することで、本の楽しみ方が更に広がります。そして、それらを支える団体やボランティアの活動は欠かすことのできない重要なものです。そのために、子どもの読書活動に関わる職員等の研修を一層充実してスキルアップに努めるとともに、地域の中から子ども読書活動に意欲的に関わる人材を養成し、学校、図書館、地域等での活躍の機会を増やします。

すべての推進機関	
<ul style="list-style-type: none"> 各団体の活動内容などの基本的な情報の共有を図り、連携・協力します。また、活躍の場を紹介、提供します。[継続] 	
図書館	<ul style="list-style-type: none"> 読書ボランティア養成のための読み聞かせボランティア養成講座やスキルアップ講座を開催します。【新規】 民間の有識者(JPIC 読書アドバイザー、絵本専門士等)を「読書案内人(仮称)」とし、読書ボランティアの養成を行います。【新規】 読書ボランティアのうち養成講座修了者を「子ども読書推進サポーター(仮称)」として登録し、職員と協働して地域での読書推進活動を行います。【新規】
学校	<ul style="list-style-type: none"> 学校司書の専門的知識・技能等の向上や学校図書館機能の平準化のため、内部研修、中央図書館との合同研修等を行います。[継続]
公民館等	<ul style="list-style-type: none"> 子育てと読み聞かせ、子どもの育ちと読書等、様々な観点から子どもの読書に関わる学びの機会を提供します。[継続] 公民館図書委員会の活動、地域での読み聞かせ等の活動事例の紹介を通じて、子どもと本とをつなぐ活動を支援します。[継続]



— モビールづくり (図書館まつり) —



— 工作コーナー (おはなし祭り) —

(2) 子ども読書活動推進機関との連携・協力・支援

子ども読書活動推進のため、学校や公民館、図書館、病院など、様々な身近な場所でボランティアや読み聞かせグループによる読み聞かせや読書に関連した行事が盛んに行われることは、子どもが本に親しむ機会を増やすとともに、団体やボランティアの活動の裾野を広げます。中央図書館に事務局を置く「松本地域子ども文庫・おはなしの会連絡会」は、構成するそれぞれの団体ごとに地域での読書推進活動を積極的に行うとともに、一堂に会する「おはなし祭り」や会員の資質向上のための「読書普及講座」を実施するなど、連携・協力・支援をします。

すべての推進機関

・各団体の活動内容などの基本的な情報の共有を図り、連携・協力します。また、活躍の場を相互に紹介、提供します。[継続]

図書館

・「松本地域子ども文庫・おはなしの会連絡会」の活動を支援します。[継続]
・子ども読書活動推進に関わる様々な団体の活動に対して必要に応じた支援をします。[継続]



— おはなし会（おはなし祭り） —



— ぐりとぐらのカステラ作り —



— 子ども椅子展 —



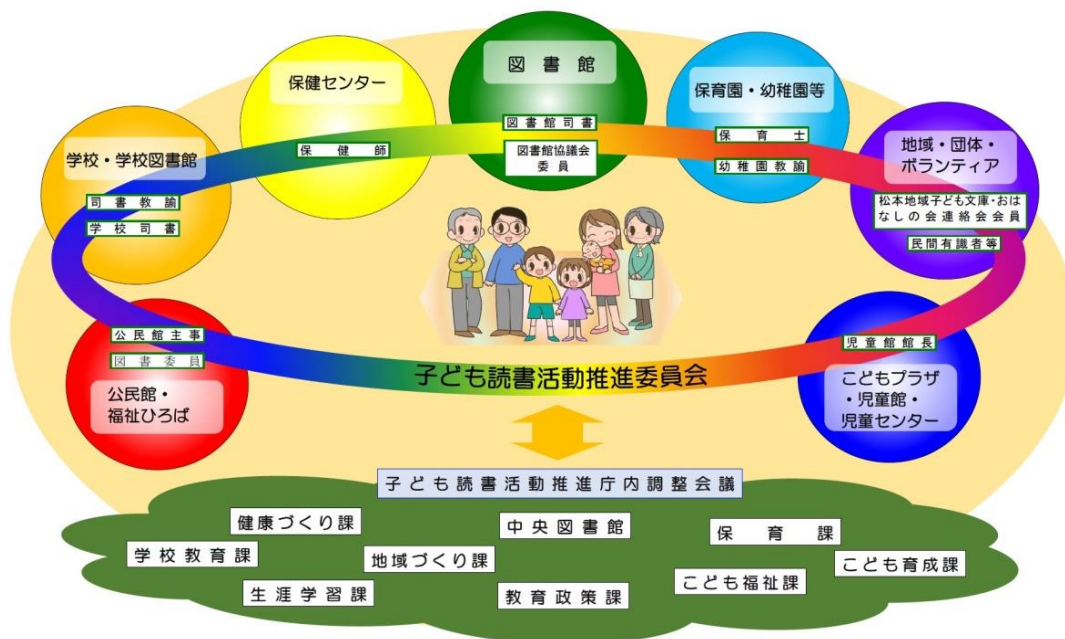
— 読書普及講座 —

3 連携体制づくりの取組み

(1) 子ども読書活動推進委員会の設置

すべての推進機関の関係者や専門職と民間の有識者等で構成する「子ども読書活動推進委員会」を設置します。

学都松本子ども読書活動推進 連携体制



(2) 子ども読書活動推進委員会の役割

子ども読書活動に関する各種情報を共有するとともに、相互連携を強めながら、横断的な取組みを行います。また、アンケートを実施するなどして計画の検証・評価を行います。

読書を楽しむために、就学前までに読んで欲しい子どもの発達段階に応じた絵本リストが付いていて、子どもの読書記録が記入でき、卒園時の成長の記念となるオリジナルノート「松本子ども読書ノート（仮称）」を作成し、10カ月児健診のブックスタート時に配布して家庭やすべての推進機関での活用を図ります。

また、商業施設や病院などを含む市内の施設を対象として、子どもの身近に絵本がある施設等の絵本マップを作成します。

子ども読書活動推進委員会	
	<ul style="list-style-type: none"> ・計画が効果的に推進されるよう、関係機関との連携を図ります。【新規】 ・子ども読書活動推進計画の検証・評価を行います。【新規】 ・「松本子ども読書ノート(仮称)」を作成し、積極的な活用に向けた取組みをします。【新規】 ・商業施設や病院などを含む市内の施設を対象として、子どもの身近に絵本がある施設等の絵本マップを作成します。【新規】
すべての推進機関	
	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書活動推進委員会の活動に協力、連携します。【新規】 ・絵本リストや松本子ども読書ノート(仮称)、絵本マップの作成とその積極的な活用に関与します。【新規】
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館に事務局を置き、子ども読書活動推進委員会の活動をコーディネートします。【新規】 ・松本子ども読書ノート(仮称)の積極的な活用を図るための取組みを行い、絵本の購入・活用、図書館利用のきっかけをつくります。【新規】

第5章 計画の推進のために

1 進行管理

本計画の推進のためには、すべての推進機関の本計画の取組みへの理解と協力、連携が必要です。

子ども読書活動推進委員会は、すべての推進機関からの代表者で構成し、事業の検証・評価を行いながら計画を推進します。

子ども読書活動推進庁内調整会議は、子ども読書活動推進委員会と連携し、計画の進捗状況を管理し、調整を図りながら、計画を効果的に推進します。

それぞれが役割を十分に発揮できるよう、円滑に意思疎通を図るとともに、本市における子ども読書活動の実績や成果、課題、目指す姿などを共有しながら、効果的に本計画を推進していきます。

	子ども読書活動推進庁内調整会議	子ども読書活動推進委員会
構成	庁内関係課 ・地域づくり課、健康づくり課、こども育成課、こども福祉課、保育課、教育政策課、学校教育課、生涯学習課、中央図書館	すべての推進機関の関係者や専門職と民間有識者等 ・保健師、保育士・幼稚園教諭、児童館館長、司書教諭・学校司書、公民館主事、図書館司書、図書館協議会委員、松本地域子ども文庫・おはなしの会連絡会会員、民間有識者等
役割	・計画推進の進行管理 ・子ども読書活動推進委員会との連携 ・計画策定の検討及び調整	・計画の推進 ・すべての推進機関との連携 ・計画の検証と評価

2 情報の発信、収集

各種団体や市民との協働による子ども読書活動の推進に当たっては、多くの市民の理解と協力を得ることが大切です。そのためには、本計画の意義や目的、取組みの内容について、見やすく、分かりやすい概要版を作成する、広報誌や図書館などのホームページを活用するなど広く情報発信や情報提供に努めます。

また、様々な場所で取り組む事業へのアンケートを実施するなどして市民の意見やニーズの的確な把握に努めていきます。



— ホームページ —



— 図書館だより —

資 料

1 関係法令等

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）

を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもが健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○図書館法（抜粋）

（昭和 25 年法律第 118 号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

○学校図書館法

(平成 28 年法律第 185 号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。

この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

○学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令

(平成9年政令第189号)

学校図書館法附則第二項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあっては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を三百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）とを合計した数）が十一以下の学校とする。

2 検証・調査資料

市民ワークショップまとめ

実施日:平成30年2月16日(金) 参加者:36名 ファシリテーター:豊嶋さおりさん(JPIC 読書アドバイザー)

1 資源の洗い出し(今ある資源、今後生かすべき資源)

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 公共図書館 | |
| 図書館(分館、公民館図書室含む) | 23件 |
| 図書館サービス(資料、出前講座) | 15件 |
| 図書館職員 | 13件 |
| (2) 乳幼児 | |
| 保育園、保育士 | 23件 |
| 児童センター、児童館 | 12件 |
| こどもプラザ | 8件 |
| (3) 学校 | |
| 学校図書館、学校 | 13件 |
| 学校司書 | 9件 |
| 先生 | 9件 |
| 学校での読書 | 6件 |
| (4) 家庭・地域 | |
| 親、母親、父親 | 23件 |
| 公民館 | 13件 |
| おじいちゃん、おばあちゃん | 7件 |
| (5) 民間・ボランティア | |
| 読み聞かせボランティア | 25件 |
| おはなしの会 | 8件 |
| (6) 店・施設・病院・場所 | |
| 書店 | 15件 |
| 病院、待合室、看護師 | 7件 |
| 作家、出版者、編集者 | 6件 |



2 資源を生かすために（資源ごと）

※拡充・強化すべき意見

(1) 公共図書館

《ソフトサービスの充実—本の紹介》

- ・おすすめ本を詳しく紹介
- ・人気絵本ランキングをはりだす
- ・スマホでの本の紹介

《ソフトサービスの充実—年齢別サービス》

- ・セカンドブック
- ・YAを「青春ボックス」など、わかりやすい名称に変える
- ・YAコーナーの設置

《ソフトサービスの充実—環境》

- ・子どもが本を傷めてしまうという不安をなくす体制
- ・高校生が図書館で勉強にしか使っていないので、本を借りられる工夫をする

《ソフトサービスの充実—イベント》

- ・今までとは違う新しいイベント
- ・初めて子どもを連れて図書館に訪れる機会をつくる
- ・夏休み子ども読書週間

《職員》

- ・読書アドバイザーを正式におく
- ・職員のスキルアップ研修、研修の充実
- ・外国人の本国の言葉での読み聞かせ
- ・読書アドバイザーが必要では
- ・外国人への配慮
- ・子ども読書推進サポーターの育成&登録
- ・専門職員の育成

《施設・ハード》

- ・子どもからお年寄りまで憩いの場
- ・完全に静かな場所と多少小さな声で話せる空間

《外部への働きかけ》

- ・移動図書館、バスで地域をまわる
- ・宣伝広報が少ないような気がします
- ・松本には資料がいっぱいあるので、もっとアピールして欲しい

《本質》

- ・ささやかな幸せとは何かを伝えていく

(2) 乳幼児

《プレゼント》

- ・ファーストブックのイベント（初めての図書館）
- ・セカンドブック（3歳児）

《支援》

- ・おでかけ図書館（移動図書館より気軽に、出前講座などで新規登録や貸出を行う）
- ・「こんにちは図書館」とか、子ども連れで図書館に行く機会を作る（お母さんたちは小さい子を連れて行くのは心配・不安に思っている）

《健診》

- ・母親学級での読み聞かせ
- ・妊婦への周知（プラザ、おはなし会など）
- ・健診の待ち時間に読み聞かせ、ボランティアの活用
- ・障害のあるお子さんに本が届く方法を考える

《幼稚園・保育園》

- ・保育士、幼稚園教諭への絵本の紹介（作者の思いなどを講演）
- ・絵本が充実できる費用の保障

《いつも絵本を身近に》

- ・「マザーズバッグの中に絵本を一冊入れて出かけましょう！」キャンペーンをする
- ・乳幼児向けロングセラー絵本リスト
- ・松本の子どもは、就学前にみんな読むリスト
- ・大切なことを伝える
- ・絵本をよむことが楽しいという体験をする場

《施設》

（ソフト）

- ・図書館でお母さんの代わりに本を読んでもくれる人が児童書コーナーにいて欲しい
- ・つどいの広場での読書時間の充実
- ・児童館で読み聞かせがあることを広める

- ・ こどもプラザでの読み聞かせ本の紹介
- ・ 保健センターなど乳幼児が行く施設での周知
- ・ 図書館となじみのない親へのアプローチ (ハード)
- ・ 乳幼児が多少声をだしてもよい図書スペース

《家庭》

- ・ お母さん向けお父さん向けのおはなし会 (本を読んでもらう体験)
- ・ 大人向けに読み聞かせ講座
- ・ おうちで おはなし会 (行政にやってもらうのではなく)
- ・ 父母の読書意欲を高める
- ・ 親に対しての読書の大切さの講座
- ・ 読み聞かせの基本は親であることを繰り返し伝える

(3) 学校

《読み聞かせ》

- ・ 子ども同士の読み聞かせ
- ・ お年寄りによる昔話などの読み聞かせ
- ・ 中学校での絵本の読み聞かせ
- ・ 大学生の読み聞かせ

《ボランティア》

- ・ 読み聞かせボランティアの研修・講座
- ・ 読み聞かせボランティアが学校に入ることがなぜ大切なのか、先生もボランティアも共に分かり合えていること

《交流》

- ・ 公共図書館と連携 (物流、メール便)

《環境》

- ・ 学校図書館の開放
- ・ 図書費の充実
- ・ 学校図書館の司書が若い人でも希望を持ってやれるような待遇にしてほしい

(4) 家庭・地域

《家庭—子どもとの時間》

- ・ 読書の時間づくり

《家庭—親子での読み聞かせなど》

- ・ 子どものいる家庭へ図書館よりおしつけ本貸 (貸出プレゼント) はじめてセット
- ・ 両親向けの読み聞かせの案内
- ・ お父さん、お母さんへの絵本紹介や読み聞かせ
- ・ お家での読書の習慣
- ・ 父母が読書を、子どもに本を読んであげることが楽しくなるようなイベント

《家庭—リサイクル》

- ・ 不要になった本同士 物々交換できる場、絵本の交換会

《家庭—親子で本の話》

- ・ 親から子へのベストセラーや昔話、伝記を日常の家族だんらんにもりこむ
- ・ 親が子に自分が影響を受けた一冊について話をする
- ・ 家庭での絵本の居場所、末永く伝えたい大切なものとしての認識
- ・ 親の思い出の本 (エピソード込) 紹介

《地域、家庭へ》

- ・ 移動手段 (自分では移動が困難な人、運べない人への支援)

《公民館》

- ・ 公民館でのおはなし会
- ・ 公民館図書委員をボランティアに
- ・ おじいちゃん、おばあちゃんの読み聞かせ



(5) 民間・ボランティア

《人材さがしの発掘、ボランティアシステム、子どもの頃から体験》

- ・ボランティアの別の呼び名を考える（松本ブックサポーターなど）
- ・ハードルを下げる 特別ではない、誰でもできるという意識を持ってもらうように何か工夫を
- ・ボランティアさんの募集と育成 ・ボランティア養成講座 ・ボランティア登録制
- ・役に立つよろこびを感じる。 小さい子どもとふれあう楽しみを知る
- ・生徒・児童が読み聞かせをするための講習 ・ボランティア体験（小中学生とか）
- ・子どもが小さいうちにおはなし会に親子で参加 読み聞かせボランティアの存在を知ってもらう

《人材さがしの発掘、ボランティアシステム、子どもの頃から体験》

- ・ボランティアグループの発表会や交流会

(6) 店・施設・病院・場所

《本の紹介・情報提供》

- ・絵本マップ、本棚マップを作る

《読み聞かせ》

- ・子ども服のお店でおはなし会（普段やらないようなところでのおはなし会）

《イベント》

- ・各店（書店）の枠をこえて、全書店での共通イベント

3 資源の活用法を考える（連携について）

(1) 公共図書館 と (2) 乳幼児

- ・保育園への本の宅配 ・園長会、学校長会等が読書環境の推進を確認する
- ・移動図書館で乳幼児のいる家庭でも利用しやすくする、身近にする
- ・ボランティア、専門家で乳幼児向けリストの作成と活用
- ・保育園の近くの図書館へのたんけん（身近に感じられるように）

(1) 公共図書館 と (3) 学校

- ・小中学校の読み聞かせ状況の把握 ・園長会、学校長会等が読書環境の推進を確認する

(1) 公共図書館 と (4) 家庭・地域

- ・母親学級での絵本紹介と読み聞かせ ・移動図書館

(1) 公共図書館 と (5) 民間・ボランティア

- ・年間を通して、学校の子どもたちへ読み聞かせに良い本リストを示す
- ・読み聞かせボランティアの登録制度 ・読み聞かせボランティアの取りまとめと派遣
- ・ボランティアをする人、される側のサポートセンター、図書館が窓口になる
（読み聞かせを）したい人として欲しい人とをつなぐ、専門窓口を設ける
- ・松本子どもどくしょノート（おすすめ絵本リスト&自分の絵本リストが一冊の絵本になっている）
をつくる
- ・子ども読書推進の会を結成する（図書館、保育園・幼稚園、学校、ボランティア）民間すべてで
- ・図書館が主となり、地域の読み聞かせグループの情報をつかみ、レベルアップ講座を行う

(1) 公共図書館 と (6) 店・施設・病院・場所

- ・店、施設、病院などで、おでかけおはなし会など出前講座の実施
- ・本をテーマに、それぞれの組織・施設・ボランティア側の思いを交流し合う場を設ける
- ・公民館と（併設、単独）図書館と共催でイベントをしたら良い

(2) 乳幼児 と (3) 学校

- ・小・中・高校生による子どもへのおはなし会の実施
- ・中学生が保育園、幼稚園で読み聞かせをする

(2) 乳幼児 と (6) 店・施設・病院・場所

- ・セカンドブックを書店で受けとる

(3) 学校 と (5) 民間・ボランティア

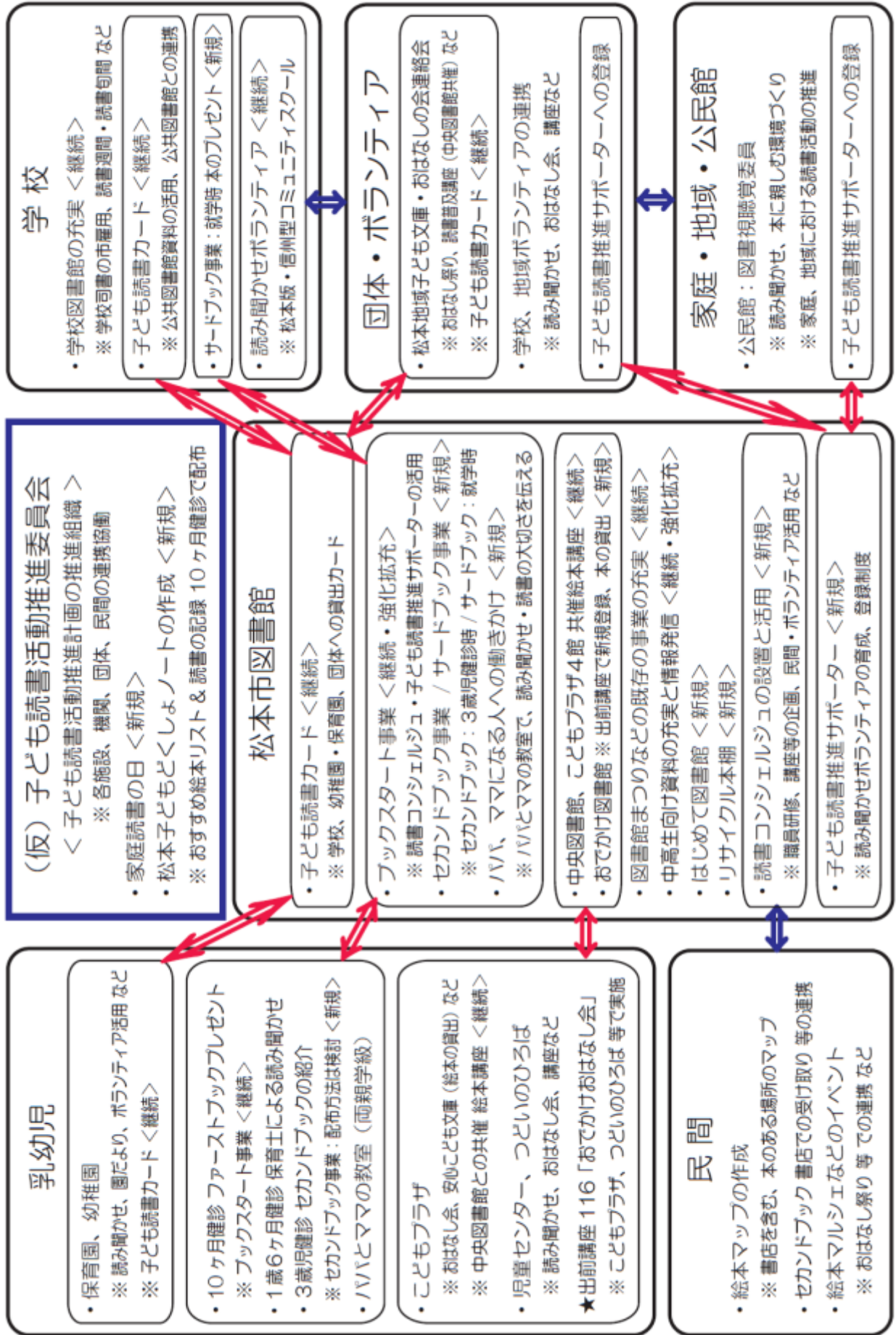
- ・ボランティア募集受け入れ窓口を学校につくる

(4) 家庭・地域 と (5) 民間・ボランティア

- ・定期的に読み聞かせの講座を開く

4 市民ワークショップの意見を参考に作成した事業展開イメージ

第2次学都松本子ども読書活動推進計画策定における事業展開イメージ (※新規事業導入時期はそれぞれ検討)



ブックスタート事業の検証

調査期間と対象:平成30年1月の1カ月間、保健センター4カ所(南部2回、中央2回、北部1回、西部1回)で実施された1歳6カ月児健診と3歳児健診の対象児の保護者

調査対象	1歳6カ月児健診	3歳児健診	合計
ブックスタートを受けた時期	平成29年5月	平成27年11月	—
対象人数	189人	188人	377人
アンケート回収数(回収率)	160(84.7%)	136(72.3%)	296人(78.5%)

1 松本市から絵本のプレゼントを受けましたか

はい	他の自治体で	どこからも受けてない	合計
265	20	11	296

2 絵本のプレゼントの事をどこで知りましたか

初めて知った	健診の案内で	こんにちは 赤ちゃん事業で	以前から 知ってた	合計
85	65	38	77	265

3 5冊の中からプレゼントの絵本(1冊)を選ぶ方法について、どう思いますか

良い	どちらともいえない	悪い	合計
257	8	0	265

4 図書館職員が行った、ブックスタート事業や絵本の説明はいかがでしたか

良い	どちらともいえない	悪い	合計
236	29	0	265

5 絵本のプレゼントは、絵本を読むきっかけになりましたか

はい	以前から読んでいた	絵本を読んでいない	合計
163	102	0	265

【ご意見ご感想】

- ・自分では買わない絵本を読むきっかけになりました
- ・この絵本をきっかけに、家にある本にも興味を持ち始めた
- ・自分で買うと好みで偏るから
- ・絵本を読むきっかけになってとてもいいと思います
- ・本を読むのが大事と感じました
- ・絵本に興味を持つきっかけになったので良かったです

6 プレゼントされた絵本は、いつから読み始めましたか

健診会場で	家に帰ってから	まだ読んでいない	合計
68	197	0	265

7 ご家庭で、(プレゼントされた絵本にかかわらず)どのくらい絵本を読んでいますか

ほぼ毎日	2日に1回	3日に1回	1週間に1回	月に1回	年に数回	全く読まない	合計
148	52	27	34	3	1	0	265

8 絵本のプレゼントは、親子のふれあいの時間が増えるきっかけになりましたか

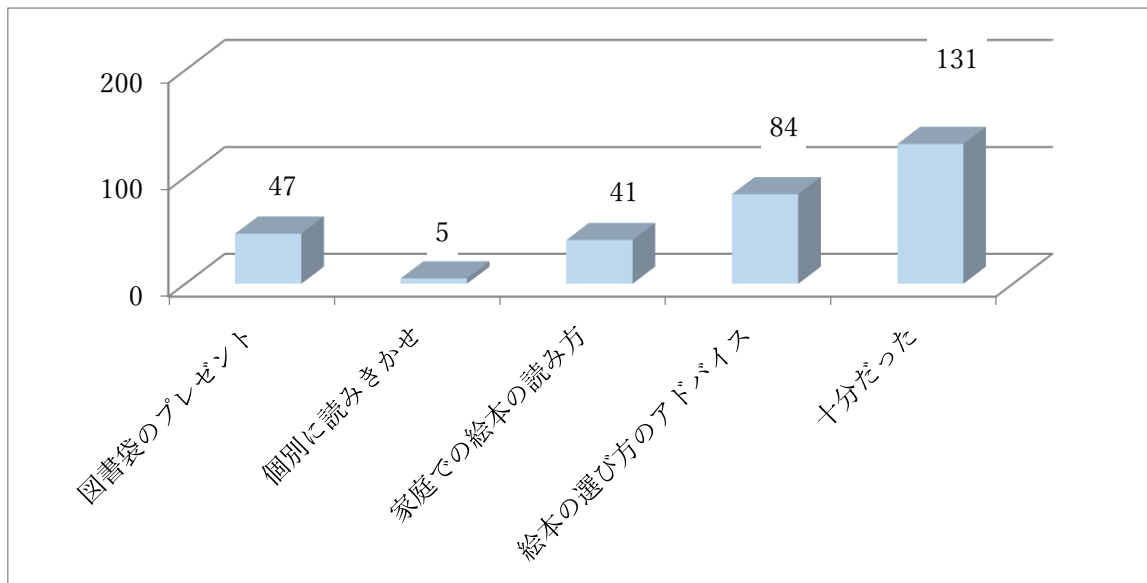
はい	絵本は関係ない	減った	合計
228	37	0	265

【ご意見ご感想】

- ・絵本で「いないいないばあ」が好きになり、毎月読んで欲しいとせがまれます
- ・頂いた本は今でも好んで読ませてもらっています
- ・子どもとの遊びをあまり知らない夫に良かった

9 ご家庭で絵本を読むために、10カ月健診でして欲しかったことは何ですか(複数可)

図書袋のプレゼント	個別に読み聞かせ	家庭での絵本の読み方	絵本の選び方のアドバイス	十分だった
47	5	41	84	131

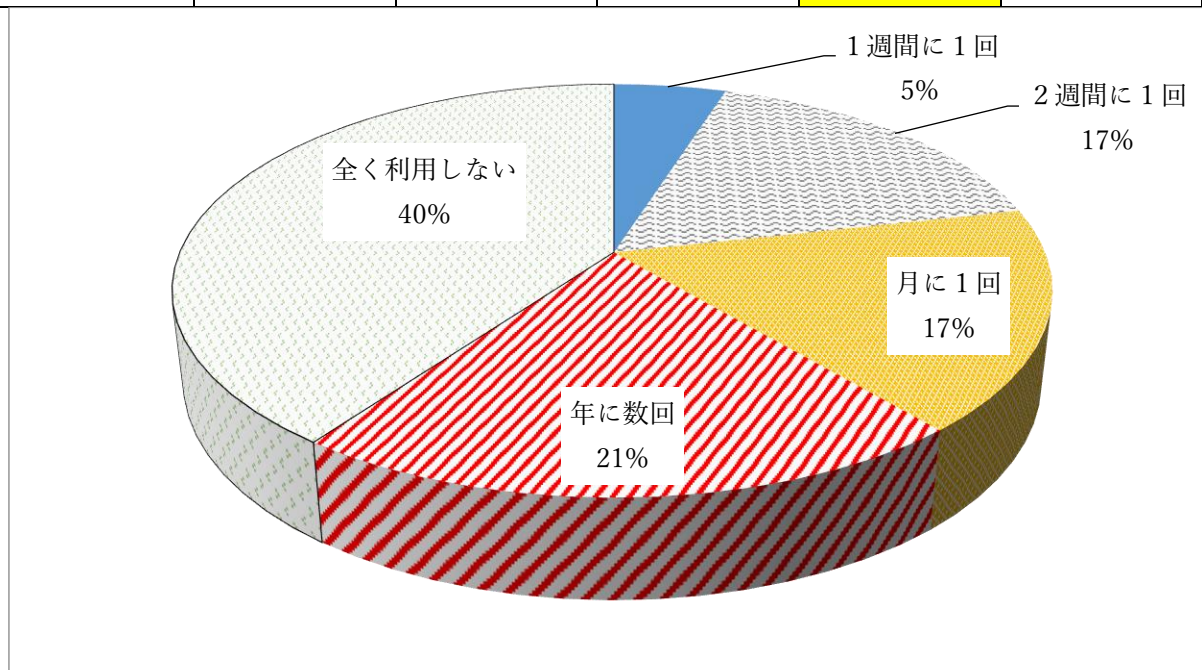


10 絵本のプレゼントは、図書館を利用するきっかけになりましたか

はい	以前から利用している	図書館を利用しない	合計
78	73	114	265

11 図書館は、どのくらい利用されますか

1週間に1回	2週間に1回	月に1回	年に数回	全く利用しない	合計
13	44	46	56	106	265



【ご意見ご感想】 ・今のところは図書館を利用していません ・こどもプラザを利用しています

12 10カ月児健診で行うブックスタート事業について、ご感想・ご意見をお願いします

【ご意見ご感想】

- 本のプレゼントはうれしいです、ありがとうございます（同様意見、全6件）
- とても素晴らしい事業だと思います、これからも続けてほしいです（同様意見、全19件）
- 良い事業だと思って、2人目の時も楽しみにしていました
- 子どもに絵本を読み始めるきっかけになるし良いと思う
- 長い間読める本をプレゼントしてもらえたので、本に興味がありませんでしたから本が身近にあって良かったです
- 読み聞かせを始めるきっかけになったので良かったです
- とても良いと思います、絵本にふれる機会ができました
- 絵本を読むきっかけになったし、子どものお気に入りによく「読んで」って持ってきます
- 紹介いただいた本は、本を選ぶ際の参考にもなり良かったです、図書館でも借りて読みました
- 絵本をプレゼントしていただいて、家でも嬉しそうに広げて見えています、絵本を好きになるきっかけにもなったので、ブックスタート事業はとてもいいと思います
- 時期的にいろいろなものに興味を持ち始めるので、10カ月児健診に行くのはいいと思う
- とても良いと思います、子どももすごく嬉しそうに今でもよく読んでいます
- もともと本が好きでしたが、更に本が好きになり、言葉を覚えるきっかけになり良かったです
- もともと絵本は好きでしたが、頂いた本や図書館の読み聞かせに参加することで、絵本が大好きに成長しています
 - 10カ月でなくもう少し早い時期でも良いのではないかと思います
- 上の子と同じ本の種類になったり、既に持っている本で2人目のときには家にある本と一緒にになってしまいました
 - 可能ならば4カ月健診の時に事前のお知らせがあるとうれしいです
- 10カ月児健診だけでなくその他の健診の時などにも、その時の年齢に合ったおすすめの本を紹介して欲しい
 - 記念になります、兄弟で読んでいます
- ぜひ続けて欲しい、上の子とかぶるので本の見直し期間を短くしてくれるとうれしい
- 4歳の娘、1歳の娘、それぞれ選べる5冊が変わっていたので、かぶらずにありがたいです
- 今でも頂いた本を読むことがあり、大変助かります
- 弟もいるので読み聞かせをしたいと思います
- 子どもには本をたくさん読ませたいので、うれしいです
- かわいい絵本が選べていただけるのは本当に嬉しいです。ちゃんと読んであげるの少ないのですが、毎晩近くに本があるともってきては「読んで」と催促されています
- 本が身近にあることで絵本好きな子になりましたし、一人遊びの中でもよく読むようになり、ありがたいです
 - もらった「きゅつきゅつきゅ」を好んで読んでいます。
- 絵本の紹介がとても上手で、結局他にも2冊後日購入してしまいました。大人が聞いても絵本の魅力に溢れていてとても良かったです
 - 破れにくい本が良かったです
- 泣いていても絵本を出せば泣き止むこともあります
- 子どもが自分のためにプレゼントされた絵本は本人も嬉しかったようで、何度も読みました。本との関わりが深められたと思います
 - 一人でも絵本を見ながら話を作って読んでいます
- お兄ちゃんがいるのでほとんどがおさりの本ですが、ブックスタートでいただいた本は「自分のもの」というのが分かっていて、とても大切にしています
(他、多数の意見をいただきました。)



松本市中央図書館マスコットキャラクター

ライブラリス

子どもと本をつなぐまち

第2次学都松本子ども読書活動推進計画

平成31年2月

発行 松本市教育委員会
松本市大手3丁目8番13号

電話 0263-32-0099

編集 松本市中央図書館

松本市図書館ホームページアドレス

<https://www.lib.city.matsumoto.lg.jp/>